

### 【スライド 1】

令和 5 年度大阪芸術文化振興補助金、輝け！子どもパフォーマー補助金の概要説明をいたします。

### 【スライド 2】

はじめに、芸術文化振興補助金と輝け！子どもパフォーマー事業補助金の違いについて説明いたします。

芸術文化振興補助金は、府民の皆さまに優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供する事業に対して交付する補助金です。補助額は最大 **100** 万円で、府内に活動の拠点を置く団体が応募可能です。

対して輝け！子どもパフォーマー事業補助金は、大阪府内の子どもが参加し、発表する活動に対して交付する補助金です。補助額は最大 **30** 万円で、府内に活動の拠点を置く団体、又は個人が応募可能です。

補助金額の計算方法については、この後それぞれの補助金概要説明の中でお伝えいたします。

### 【スライド 3】

芸術文化振興補助金についてご説明いたします。

### 【スライド 4】

まず、芸術文化振興補助金に応募いただける団体の要件についてご説明いたします。

- 1、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、**NPO** 法人
  - 2、法人格はないが、定款等に類する規約等を有している団体で、団体としての意思決定や執行、会計に関する組織が確立されている任意の団体
  - 3、複数の団体で構成される実行委員会等
- 3 の場合は、中核となる団体が先の 1 か 2 に該当していることが必要となります。

今紹介した 1 ～ 3 のいずれかに該当することに加え、実績要件もございます。

今回応募しようとする事業と同規模の事業を過去に行ったことがあることが要件となります。

なお、複数の団体で構成される実行委員会等が今回初めて事業を行う場合は、中核となる団体が今回応募しようとする事業と同規模の事業を過去に行ったことがあることが要件となります。詳細については募集要項をご参照ください。

### 【スライド 5】

次に、補助対象となる事業はどんな事業なのかということについてご説明します。

- 1、舞台芸術の公演やワークショップなどの事業
- 2、出版や文学などの文化普及事業
- 3、美術作品の展示やワークショップなどの美術振興事業
- 4、その他、芸術文化の振興を図るため適当と認められる事業

のいずれかに該当するもので、文化を通じた次世代育成を主たる目的とするものである事業が応募いただけます。

また、事業は府内での開催をお願いします。

なお、国や地方公共団体から委託を受けて実施する事業、実行委員会等の構成員として国や地方公共団体が入り、そこから負担金が支出されている事業は応募できませんのでご注意ください。

この部分については様々なケースがあるかと思しますので、お気軽に担当者までご相談して下さい。

#### 【スライド6】

次に、文化を通じた次世代育成を主たる目的とするものとはどういったものなのかについてご説明いたします。

「文化を通じた次世代育成を主たる目的とするもの」とは、

- 1、優れた芸術文化の鑑賞などを通じて、子どもや青少年の成長に資すること
  - 2、事業を実施する上で、次世代の芸術文化を担うアーティストやプロデューサーなどの人材が育成されるよう考慮されていること
- これらを満たす事業を想定しております。

#### 【スライド7】

続いて、補助金額の計算方法についてご説明いたします。

本補助金は、「補助対象経費」から「入場料等の収入」を差し引いた額の範囲内で、「補助対象経費」の1/2以内で100万円を上限としています。

具体例でご説明いたします。

例1をご覧ください。補助対象経費150万円、収入0円の場合です。

補助対象経費の2分の1は75万円。続いて、補助対象経費から収入を引いた額は150万円－0円で150万円。

この75万円と150万円の低い方が補助金額となりますので、この場合は75万円が補助金額となります。

例2をご覧ください。補助対象経費は150万円、収入が100万円の場合です。

補助対象経費の2分の1は75万円。続いて、補助対象経費から収入を引いた額は150万円－100万円で50万円。

この75万円と50万円の低い方が補助金額となりますので、この場合は50万円が補助金額となります。

#### 【スライド8】

続いて、補助対象経費についてご説明いたします。

詳細は募集要項をご覧くださいなのですが、補助対象となるのは、

出演費・音楽費・文芸費等、会場費・舞台費等、謝金・旅費・宣伝費等です。

また、補助対象外となるのは次の5点です。

- ①入場券等の販売手数料、
  - ②飛行機や電車の特別料金、
  - ③自社で所有や管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料
  - ④事業の中止・中断に対する保険、いわゆるイベント保険料
  - ⑤仕入控除税額の対象となる消費税及び地方消費税です。
- ⑤については、免税事業者、簡易課税事業者、その他消費税額の控除の特例が適用される事業者は消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。

補助対象経費と補助対象外経費のどちらにも含まれない費用については、ご応募いただく際の収支予算書に記載できない費用となりますのでご注意ください。

#### 【スライド9】

応募期間以降のスケジュールはご覧のとおりです

## 【スライド 10】

ここからは審査項目について説明いたします。

審査項目は全部で 5 つあります。ひとつずつ説明いたします。

まずは「事業目的」です。

府民に対して、優れた芸術文化に触れる機会の提供するため工夫しているかや、補助金交付により、目的に対する効果が期待できるかなどを審査します。

次に「事業実現性」です。事業内容が具体的で実現性があるかや、予算が適切に計上され、精査されているかを審査します。

収支予算書は可能な限り正確にご記入ください。

## 【スライド 11】

次に「事業の内容、発展性」です。芸術文化の振興に資する活動であることはもちろん、

補助期間終了後の事業展開の明確なビジョンが有るかや、今後の発展に期待が持てることを審査します。

また、直近 2 年度の間、本事業に採択された実績がある事業者には、その採択実績を踏まえて、さらに発展性のある事業計画が策定されているかについても審査のポイントとなります。

次に「アクセシビリティへの配慮」です。事業計画書にも補足書きをしていますが、アクセシビリティとは、多様な人がその環境に関わらず事業を知ったり参加したりできることを指します。障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが事業に参加したり、鑑賞したりしやすい環境づくりがなされているかを審査します。

最後に「他機関との連携」です。市町村や学校、地域等、他機関との具体的な連携が図られているかを審査します。他機関とは公的なものに限りませんので、多くの団体と連携していただき、それを事業計画書にご記載いただければと思います。

## 【スライド 12】

次に、子どもパフォーマー事業補助金の説明に移ります。

## 【スライド 13】

まず、輝け！子どもパフォーマー事業補助金に応募いただける団体の要件についてご説明いたします。

府内に活動拠点を置き、府内中心に活動を展開している団体又は個人を応募資格として設けています。

芸術文化振興補助金と異なり、個人も応募資格があるところが、輝け！子どもパフォーマー事業補助金の特徴となっております。

該当する団体は3つに区分されます。

1、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人

2、法人格はないが、定款等に類する規約等を有している団体で、団体としての意思決定や執行、会計に関する組織が確立されている任意の団体

3、複数の団体で構成される実行委員会等

3の場合は、中核となる団体が先の1か2に該当していることが必要となります。

詳細については、募集要項をご参照ください。

## 【スライド 14】

次に、補助対象となる事業はどんな事業なのかということについてご説明します。

応募する事業者が自主事業として実施するものうち、要件を全て満たす事業が補助の対象となります。

スライドには主な要件を抜粋しています。

一つ目は、おおむね6歳から20歳の大阪府内の子どもが参加し、文化活動を発表する事業であることです。子どもだけでなく、大人と子どもが混じって行う事業も補助対象となります。

二つ目は大阪府内で行われる事業であることです。

そして三つ目は、子どものパフォーマーがアマチュアであることです。パフォーマーはアマチュアであることが要件ですが、主催者や指導者がプロの方であっても構いません。その他要件につきましては募集要項をご確認ください。

国や地方公共団体から委託を受けて実施する事業や、実行委員会等の構成団体として国及び地方公共団体から負担金が支出されている事業は応募できませんので、ご注意ください。

## 【スライド 15】

続いて、補助対象経費についてご説明いたします。

詳細は募集要項をご覧くださいなのですが、補助対象となるのは、

出演費・音楽費・文芸費等、会場費・舞台費等、謝金・旅費・宣伝費等です。

また、補助対象外となるのは次の5点です。

①入場券等の販売手数料、

②飛行機や電車の特別料金、

③自社で所有や管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料

④事業の中止・中断に対する保険、いわゆるイベント保険料

⑤仕入控除税額の対象となる消費税及び地方消費税です。

⑤については、免税事業者、簡易課税事業者、その他消費税額の控除の特例が適用される事業者は消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。

補助対象経費と補助対象外経費のどちらにも含まれない費用については、ご応募いただく際の収支予算書に記載できない費用となりますのでご注意ください。

また、輝け！子どもパフォーマー事業補助金は **30万円**が上限となっております。  
「補助対象経費」から「入場料等の収入」を差し引いた額が交付されます。

#### 【スライド 16】

応募期間以降のスケジュールはご覧のとおりです。

#### 【スライド 17】

ここからは審査項目について説明いたします。

審査項目は全部で **5つ**あります。ひとつずつ説明いたします。

まずは「事業目的」です。

子どもや青少年を含む府民に対して、優れた芸術文化に触れる機会を効果的に提供できるよう工夫されているかや、補助金を交付することにより、内容の充実や質の向上等、次世代育成の目的に沿った効果が期待できるかを審査します。

次に「事業実現性」です。事業内容が具体的で実現性があるかや、予算が適切に計上され、精査されているかを審査します。

収支予算書は可能な限り正確にご記入ください。

#### 【スライド 18】

次に「事業の内容、発展性」です。文化活動の発表を通じた子どもたちの感性、創造性、表現力の育成に資する事業内容であるかや、補助期間終了後の事業展開について、明確なビジョンを有しており、今後の発展に期待が持てるかを審査します。

次に「アクセシビリティへの配慮」です。事業計画書にも補足書きをしていますが、アクセシビリティとは、多様な人がその環境に関わらず事業を知ったり参加したりできることを指します。障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが事業に参加したり、鑑賞したりしやすい環境づくりがなされているかを審査します。

最後は、「文化を通じた次世代育成に対する工夫」です。より幅広い子どもたちが文化に親しみ、主体的かつ自主的に参加及び表現する機会を提供できる工夫がされているかを審査します。

以上、これらのポイントを踏まえたうえで、事業計画書にご記載いただければと思います。

## 【スライド 19】

ここまで、各補助金についてご説明させていただきました。

おわりに、各補助金共通の補足や注意事項についてお話いたします。

まず一つ目ですが、事業計画書の記入についてです。

例年、記入する枠が小さいことなどの理由から、各項目で「別紙のとおり」とご記入され、任意の書類を添付し応募される方いらっしゃいます。

そのような形では審査する際、書類の確認が煩雑になるほか、正確に審査できない原因となります。

もし記入欄が足りない場合は状況に応じて枠を拡大していただいて結構ですので、必ず、所定の様式でご記入いただき、ご応募いただきますようお願いいたします。

どのように記載すればいいかわからないなど、不明点等ありましたらお気軽に担当者までお問い合わせください。

事業計画書の「補助期間終了後の事業展開」欄は、上の欄に短期的な事業展開を、

下の欄に長期的な事業展開や団体の展望をご記入ください。

補足に「翌年度」や「翌々年度以降」と記載しておりますが、あくまで目安とお考えいただければと思います。

## 【スライド 20】

ここまで説明動画をご覧いただきありがとうございました。

この動画はあくまで概要についての説明になりますので、応募の際は必ず募集要項をご一読いただきますようお願いいたします。

ご不明点等あればお気軽に担当者へお問い合わせください。お電話でもメールでも結構です。

電話番号は06-6210-9305。

メールアドレスは [bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp) です。

たくさんのご応募お待ちしております。